

広報 **とめ**

JUNE 2011

6.21

No.148



いけ～スタートダッシュだ！

(第7回登米市小学校陸上競技大会：米山中学校陸上競技場)

MIYAGI TOME PUBLIC INFORMATION

△震災で被災された国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している皆さんへ▽

7月1日から医療機関窓口での取り扱いが変わります

震災で被災した人は、医療機関の窓口で被災したことを申し出るにより、6月末までは一部負担金を支払わずに受診することができますが、平成23年7月1日からは「被保険者証」と「一部負担金免除証明書」の提示が必要になります。

国民健康保険では、すでに一部負担金免除申請書の受け付けが開始され、該当者へ証明書や各種通知の発送を行っています。このたび後期高齢者医療制度に加入している皆さんの受け付けを開始しますので、該当する人は申請してください。

① 被災したことにより医療機関へ一部負担金を支払う必要がなかったにもかかわらず、すでに支払ってしまった場合には、一部負担金を還付します。

② 6月まで一部負担金の支払猶予を受けていた場合でも、一部負担金免除証明書の交付を受けなければ、これまで猶予を受けていた一部負担金は免除になりません。一部負担金免除申請が必要

③ ① 被災証明書の発行世帯に対しては、国保年金課で調査・審査し、一部負担金免除証明書などを交付しますが、業務廃止や失職など、またはそのほかの被災事由に該当する世帯については、同課で調査できませんので申請が必要です。

手続きの詳細は次のとおりです。国民健康保険と後期高齢者医療では保険者が異なるため、手続方法に違いがありますのでご注意ください。

【国民健康保険Ⅱ登米市】
▼すでに一部負担金免除申請を行っている人
あらためて手続きをする必要はありません。該当世帯には一部負担金免除証明書、一部負担金還付通知など、非該当世帯には一部負担金返還通知などを6月中に郵送します。

▼これから一部負担金免除申請を行う人

【申請場所】
各総合支所市民課窓口

【持参するもの】
被保険者証・認印・被災したことを証明する書類（写し可）・領収書（原本）

※該当世帯には随時、一部負担金免除証明書などを交付します。

【後期高齢者医療制度Ⅱ宮城県後期高齢者医療広域連合】
【申請場所】
各総合支所市民課窓口

【持参するもの】
被保険者証・認印・被災したことを証明する書類（写し可）

※還付申請は別途受け付けします。詳細については後日お知らせします。

【問い合わせ】

市民生活部国保年金課
☎0220(58)2166
宮城県後期高齢者医療
広域連合
☎022(266)1021

◆被災したことを証明する書類について

- ① 現在居住している住家（借家も含む）の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした人
→ 災証明書
- ② 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合
(1) 死亡した場合
→ 死亡診断書、死亡診断書のみでは判断が困難な場合は併せて死亡診断書に準ずる医師による証明書、警察の発行する死体検案書
(2) 重篤な傷病を負った場合 → 1カ月以上の治療を要すると認められる医師の診断書
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明な場合
→ 警察に行方不明者に係る届出をしていることが確認できるもの（行方不明届出受理証明書またはそれに代わる証明書類）
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した場合
→ 公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの（税務署に提出する廃業届、異動届の控えなど）。公的に発行される書類による確認が困難な場合は、失職申立書、事業主などによる証明書
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない場合 → ④と同様（雇用保険の受給資格者証など）
- ⑥ 原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難地域および緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている場合
→ 避難指示などの対象地域に住所を有していたことが確認できるもの（住民票の写しなど）

夏の節電にご協力ください

市では地球温暖化対策の一環として、省エネルギーを推進しています。

また、東日本大震災により火力発電所などにも大きな被害を受けたため、震災前に比べて電力の供給量が減少しています。

東北電力では、被災した発電所の復旧と供給力の確保に全力で取り組んでいます。特に、電気を最も多く使用する夏場電力需要に対しては十分に供給することが難しい状況です。昨年のような猛暑となった場合には、最大で1,480万kWの需要が想定され、この場合250万kWの供給力不足が見込まれます。

市民・事業者の皆さんには夏場における一層の節電へのご協力をお願いします。

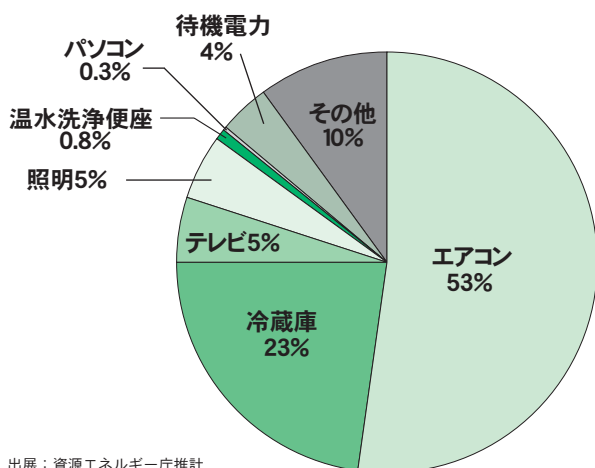
家庭でできる 夏の節電対策メニュー

電気製品	節電対策	節電効果 (削減率)	削減消費 電力	1時間当たり CO ₂ 削減量※	チェック
エアコン	設定温度は28度を心掛けましょう。	△10%	130W	61g	<input type="checkbox"/>
	扇風機を使い、エアコンを使わないようにしましょう。	△50%	600W	281g	<input type="checkbox"/>
	すだれやよしずなどで窓からの日差しを和らげましょう。	△10%	120W	56g	<input type="checkbox"/>
冷蔵庫	冷蔵庫の設定を「強」から「中」に変え、扉を開ける時間をできるだけ減らし、食品を詰め込まないようにしましょう。	△2%	25W	12g	<input type="checkbox"/>
照明	日中は照明を消して、夜間も照明をできるだけ減らしましょう。	△5%	60W	28g	<input type="checkbox"/>
テレビ	省エネモードに設定するとともに画面の輝度を下げ、必要なとき以外は消しましょう。	△2%	25W	12g	<input type="checkbox"/>
温水洗浄便座	便座保温・温水のオフ機能、タイマー機能があれば利用しましょう。 上記の機能がなければ、コンセントからプラグを抜いておきましょう。	△1%未満	5W	2g	<input type="checkbox"/>
ジャー炊飯器	早朝にタイマー機能で1日分をまとめて炊きましょう。	△2%	25W	12g	<input type="checkbox"/>
待機電力 (家庭全般)	リモコンの電源ではなく主電源を切りましょう。また、長時間使わない機器はコンセントからプラグを抜いておきましょう。	△2%	25W	12g	<input type="checkbox"/>

※「節電効果(削減率)」「削減消費電力」は、在宅する一般家庭の平均消費電力(午後2時・約1200W)に対する目安値です。

※「CO₂削減量」は平成21年度の東北電力の排出係数0.468kg-CO₂/kWhを用いて算出しました。

【夏の日中(午後2時ころ)の消費電力(全世帯平均)】



出展：資源エネルギー庁推計
数値は最大需要発生日を想定
注意：割合は、端数調整をしているため100%になりません。

夏の日中(午後2時ころ)には、在宅世帯は平均で約1200Wの電力を消費しており、そのうちエアコンが約半分を占めています。外出中の世帯でも、冷蔵庫・温水洗浄便座・待機電力などにより、平均で340Wの電力を消費しています。

※東北電力ホームページ(<http://www.tohoku-epco.co.jp>)でも節電に関する情報をご案内しています。

【問い合わせ】 市民生活部環境課 ☎ 0220 (58) 5553 東北電力コールセンター ☎ 0120 (175) 466

市役所でも節電に取り組んでいます

使用電力の削減目標を昨年度の6月から9月までの電力使用量に対し15%以上とし、市職員も一丸となって節電に取り組んでいます。具体的には以下の取り組みを実施しています。

市民の皆さんには、節電対策によりご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

【具体的な取組事項】

- ①空調の設定温度は原則28度。運転時間は、午前10時から午後3時までとし、不要な運転はしない。
- ②事務室内の照明は、半分から3分の1程度に間引きして点灯する。
- ③廊下、湯沸し室の消灯を徹底する。
- ④2時間以上離席する際は、パソコンの電源を切る。
- ⑤使用していないOA機器などの電源プラグを抜き、待機電力を削減する。
- ⑥自動販売機の消灯を設置業者に要請する。
- ⑦入居売店などへ節電の協力を要請する。
- ⑧6月から9月までクールビズを実施する。
- ⑨時間外勤務縮減について各課・室内で検討し、夜間電力の削減に努める。
- ⑩電力使用状況を職員に周知し自覚を促す。

❖保育サービス利用の手続き

- ①利用会員が、登米ファミリー・サポート・センターへ利用したい日の1週間前までに連絡します。
- ②登米ファミリー・サポート・センターでは、保育サービスが行える協力会員を調整して、利用会員に連絡します。
- ③利用会員と協力会員が事前に面談して、必要な保育サービスの内容や実費負担の確認を行います。
- ④保育サービスが行われ、利用会員から協力会員に直接、報酬などを支払います。

❖利用会員・協力会員は全員、補償保険制度に加入します

登米ファミリー・サポート・センターでは、会員の皆さんが安心してサービスを利用または活動に参加できるよう、万々に備えて補償保険に加入します。
預けられる子どもも対象となりますが、補償保険に加入するための会員の個人負担はありません。

協 力 会 員 講 習 会

協力会員として登録を希望する人には、講習会を受講していただきます。今年度4回開催する講習会(内容は同じ)のうち1回を受ければ、協力会員として登録することができます。なお、受講している間の託児も行いますが、人数に制限がありますので申し込みの際にご相談ください。

【表1】講習会開催年間予定表

回	開催日	場 所	定 員
第1回	7月13日(水)	南方庁舎2階大会議室	各回30人
第2回	9月6日(火)	中田子育て支援センター	
第3回	11月29日(火)	迫公民館	
第4回	2月2日(木)	中田子育て支援センター	

【申込方法】 電話

【申込期限】 各開催日の5日前まで

※ただし第1回目は7月8日(金)まで

【表2】講習会の時間と内容

南方・中田・迫会場	内 容
13:30~14:00	ファミリー・サポート事業の説明
14:05~15:00	子どもとのかかわり方・遊び方
15:15~16:00	子どもの心と体の発達について
16:05~17:00	子どもの事故・事故防止・応急処置について

※上記会場以外で受講希望者が5人以上集まれば、出前講習会も開催します。受講希望日の2週間前までにファミリー・サポート事務局に連絡ください。

申し込み・問い合わせ

登米ファミリー・サポート・センター事務局 (南方子育てサポートセンター内)
☎ 0220 (58) 5558



菅原 あかりちゃん
(中田町加賀野一・克典さん)



佐藤 れなちゃん
(中田町加賀野一・修さん)



佐藤 みとちゃん
(中田町石森長根・清孝さん)



堅岡 ちゆきちゃん
(中田町加賀野一・健さん)



千葉 らくくん
(東和町米川7区・剛さん)



金野 ひなちゃん
(石越町新道・操さん)



猪又 ゆたくん
(中田町白地・ゆう子さん)



小野寺 こうへいくん
(中田町神畑・栄幸さん)

4月15日の3歳児健診(3歳6カ月~7カ月児)でむし歯がなかった子は、市内3地区で16人中8人でした

※()内には申し出があった保護者の名前を掲載しています。

利用会員と協力会員を募集中！！



登米ファミリー・サポート事業とは

「子育ての援助を受けたい人（利用会員）」と「子育ての援助ができる人（協力会員）」がそれぞれ会員登録をし、相互の信頼関係のもとに子どもを預けたり預かたりする地域ぐるみで子育て支援活動を行う事業です。（有料）ファミリー・サポート事業も4年目に入り、登録会員が81人（利用会員32人、協力会員42人、両方登録会員7人）となりました。

利用会員について

- ◇資格：市内に居住または勤務している人で、おおむね生後2カ月から小学生までのお子さんを養育している人。事前登録が必要です。
- ◇登録方法：登米ファミリー・サポート・センター事務局（南方子育てサポートセンター内）または各子育て支援センターに備え付けの登録申請書に必要事項を記入・押印の上、顔写真（縦2.5cm×横2cm）を添えて申し込んでください。
- ◇申請先：登米ファミリー・サポート・センター事務局（南方子育てサポートセンター内）または各子育て支援センターに申請してください。

支援センター名	所在地		電話番号
迫子育て支援センター	迫町佐沼字錦108番地	迫児童館内	0220 (22) 2524
登米子育て支援センター	登米町寺池日子待井391番地	登米児童館内	0220 (52) 2246
東和子育て支援センター	東和町米谷字石橋26番地1	ちびっこ友遊館・まいや内	0220 (42) 2230
中田子育て支援センター	中田町上沼字大柳117番地2		0220 (34) 3505
豊里子育て支援センター	豊里町土手下67番地1	豊里健康管理センター内	0225 (76) 4731
米山子育て支援センター	米山町西野字西小路裏103番地	米山児童館内	0220 (55) 2313
石越子育て支援センター	石越町南郷字矢作130番地1	石越保健センター内	0228 (34) 3110
南方子育てサポートセンター	南方町新高石浦130番地	市役所南方庁舎内	0220 (58) 5558
津山子育て支援センター	津山町柳津字黄牛田高畑59番地	津山林業総合センター内	0225 (68) 3363

協力会員について

- ◇資格：市内に居住している心身ともに健康な20歳以上（学生は除く）の人で、自宅で安全に子どもを預かることができ、保育士などの資格を有するか、市が開催する講習会を受講した人。事前登録が必要です。
- ◇講習会日程：右のページの表1をご覧ください。

❖利用できる保育サービス・援助活動の主な内容

- ◇保育所、幼稚園、学校、児童・学童クラブの開始時間までや終了後の送迎または預かり
- ◇保護者や兄弟姉妹の通院、冠婚葬祭、学校行事などのときの子どもの預かり
- ※保育サービスには、宿泊は含まれません。



❖保育サービス・援助活動の時間と報酬

- ◇月曜から金曜日までの午前7時から午後7時まで 1時間当たり600円（以降30分ごとに300円）
- ◇土曜・日曜・祝日・年末年始および平日の上記の時間外 1時間当たり700円（以降30分ごとに350円）
- ※原則として1回につき1時間以上で、以降30分単位で計算します。
- ※おやつや食事、紙おむつなどの実費は、別途利用会員の負担になります。

介護保険サービス利用者の負担が軽減されます

市では、介護保険サービスを利用している人を対象にさまざまな負担軽減策を実施しています。

① 社会福祉法人などによる生計困難利用者負担軽減制度

社会福祉法人などで提供している通所介護・訪問介護・短期入所生

活介護・認知症対応型通所介護（予防含む）・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・介護福祉施設サービス利用者で、上記（表1）の条件をすべて満たしている人に対する利用者負担軽減制度です。

② 介護保険負担限度額認定制度

被保険者が市町村民税非課税世帯に属している場合、または特例減額措置の基準【※1】を満たしている場合に、特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・地域密着型介護老人福祉施設などで入所・短期入所のサービスを利用する際の食費と居住費（滞在費）を軽減するものです。

【※1】 特例減額措置の基準（短期入所には適用されません）

市町村民税課税者のいる世帯（単身世帯は含まない）に属していて次のすべての要件を満たしている場合。

① 世帯の年間収入（公的年金などの収入金額と合計所得金額の合計

額）から、施設の利用者負担（サービス費の1割＋食費全額＋居住費全額）を除いた残額が80万円以下であること。

② 世帯の預貯金などが450万円以下であること。

③ 日常生活で利用する資産以外に活用できる資産がないこと。

④ 介護保険料の滞納がないこと。

◆ 申請手続き

基準や要件を満たし、①社会福祉法人などによる生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度、②介護保険負担限度額認定制度の利用を希望する人は、費用負担軽減を認定する「社会福祉法人等利用者負担軽減認定証」または「介護保険負担限度額認定証」を交付しますので申請してください。

なお、平成23年6月30日までの認定証を持つている人は、更新手続きが必要になります。

【申請場所】 福祉事務所長寿介護課

または各総合支所市民課

【問い合わせ】 福祉事務所長寿介護課

0220（58）5551

介護給付係



高齢者を支えます 「地域包括支援センター」

地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士などの専門職が連携し、地域の高齢者の皆さんのさまざまな相談に応じます。

【地域包括支援センターの設置場所・問い合わせ】

事業所名	設置場所	電話番号
迫地域包括支援センター	恵泉会事務所内	0220 (22) 1152
中田・石越地域包括支援センター	中田保健福祉会館	0220 (34) 7611
	石越分室<石越総合支所内>	0228 (34) 4151
東和・登米地域包括支援センター	東和総合支所内	0220 (53) 4811
	登米分室<登米総合支所内>	0220 (52) 5090
米山・南方地域包括支援センター	米山総合支所内	0220 (29) 5821
	南方分室<南方庁舎社会福祉協議会内>	0220 (58) 4311
津山・豊里地域包括支援センター	津山老人福祉センター内	0225 (68) 3780
	豊里分室<豊里総合支所内>	0225 (76) 4811

市有財産を売却します

一般競争入札にて市有財産を売却します。

【売払い物件】

市有財産	所在	地目	地積	予定価格（最低売却価格）
物件1	登米市迫町佐沼字西佐沼173-3	宅地	344.65㎡	5,499,000円
物件2	登米市南方町堤田26-1	宅地	388.29㎡	2,384,000円

【現地説明会の日時】

（物件1） 6月30日（木）午後2時～

（物件2） 6月30日（木）午後4時～

【説明会の場所】

物件1、物件2の現地

【受付期間】

6月21日（火）～7月22日（金）

午前8時30分～午後5時15分

※土曜、日曜、祝日を除く日とします。

【申込書配布・受付場所】

総務部総務課財産係（市役所迫庁舎2階）

※入札に関する手続きなどは、下記に問い合わせてください。

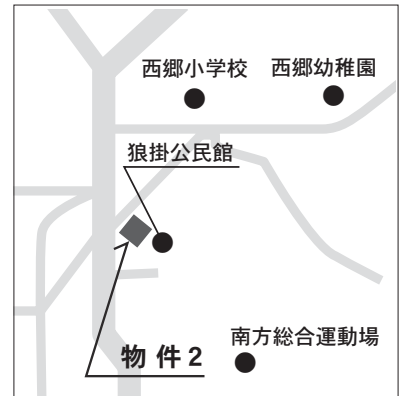
【問い合わせ】

総務部総務課 財産係

☎ 0220 (22) 2091



▲物件1の場所



▲物件2の場所

～登米市メンタルヘルスサポート事業～

『心の元気相談室』

人生の中では、いろいろなことが起きます。

「今までできていたはずのことができなくなった」、「今度という今度は、本当に疲れてしまった」と感じたら、ひとりで悩まず早めに相談しましょう。

【時間】

毎週月曜・火曜・金曜日
午前10時～午後5時

【場所】

市立登米市民病院

【担当】

吉田香里さん（臨床心理士）

【料金】

無料 ※予約制です。

【予約先】

一般社団法人メンタルパイロテージジャパン

☎ 022 (724) 0234

または市民生活部健康推進課（市役所南方庁舎2階）、各総合支所市民課にご相談ください。

【問い合わせ】

市民生活部健康推進課

☎ 0220 (58) 2116



『空き家情報バンク』への登録を募集しています

市では、空き家の有効活用を通じて、市民と都市住民の交流拡大や人口増加と定住促進による地域活性化のため、市内にある賃貸や売却可能な物件の所有者などを対象に、その物件情報についての登録を募集しています。

◎「空き家情報バンク」とは？

市内に空き家を所有し、貸したい・売りたいと考えている所有者から、その物件の情報提供を受け、市の「空き家情報バンク」へ登録し、借りたい・買いたいと考えている人へ物件情報を提供するものです。

◎空き家情報および利用希望者登録の方法

登録用の申込用紙に必要事項を記入の上、企画部市民活動支援課（市役所迫庁舎2階）へ提出してください。

【注意事項】

- ①登録物件が必ず売買または賃貸借できるとは限りませんので、あらかじめご了承ください。
- ②市では、登録された物件情報の紹介や必要な連絡調整などを行いますが、所有者などと利用希望者間で行う物件の賃貸借・売買に関する交渉、契約などに関する仲介行為は行いません。
- ③取得した情報をもとに賃貸や売買の契約を行う際は、当事者間でのトラブル発生を防止するため、不動産業者や宅建業者を介して行うようお願いします。

【問い合わせ】

企画部市民活動支援課 地域振興係

☎ 0220 (22) 2173 FAX 0220 (22) 9164

✉ shiminkatsudo@city.tome.miyagi.jp

「ヘルシーとめ講座」 受講生を募集

「食」は「命」をつなぐものであり、毎日の生活に欠かすことのできないものです。食を切り口にして、健康について一緒に学び、人と人のつながりを大切にしながら健康づくりの輪を広げてみましょう。

【実施期間】 7月～10月（全6回開催）

【場所】 市役所南方庁舎・南方保健センター

【対象者】 市内在住の20歳以上の入

【募集人員】 30人（先着順）

【内容】 健康づくり講話・実習・体験など

【受講料】 無料

【申込方法】 電話

【申込期限】 6月30日（木）

【申し込み・問い合わせ】

市民生活部健康推進課

地域保健係

☎ 0220 (58) 2116



歴史博物館からのお知らせ

歴史博物館では、「仙北鐵道写真展～木村優幸コレクション～」を開催します。

現在は解体されてしまった駅舎やディーゼル機関車など、懐かしい仙北鐵道の情景をお楽しみください。

【日時】 6月18日（土）～8月28日（日）

午前9時～午後4時30分（入館は午後4時まで）

※8月13日から一部展示替えあり

※毎週月曜日は休館日。ただし月曜日が祝日の場合はその翌日が休館日。

【場所】 歴史博物館展示室

【料金】 無料

【問い合わせ】 歴史博物館 ☎ 0220 (21) 5411

7月の 歯科健康相談日

【日時】 7月4日（月）

午前9時～11時30分

【場所】 市役所南方庁舎1階

相談室

【持ち物】 妊婦歯科相談の人は母子健康手帳

【その他】 相談は予約制で無料です。この日以外でも電話予約があれば相談に応じます。

【予約先・問い合わせ】

市民生活部健康推進課

地域保健係

☎ 0220 (58) 2116

暮らしの情報

難病医療講演会・相談会 開催のお知らせ

パーキンソン病の患者さんと家族や介護者を対象に病気についての講演と相談会を実施します。

【日時】 7月9日（土）

午後1時～4時

【場所】 迫にぎわいセンター
研修室(1)

【講師】 武田 篤先生（東北

大病院・神経内科）

【参加費】 無料

【定員】 50人

【申し込み・問い合わせ】

宮城県難病相談支援センター事務局

☎ 022 (212) 3351

FAX 022 (211) 1781

◇おわびと訂正

広報とめ6月1日号に誤りがありました。おわびして訂正いたします。
・17ページ「わが家のアイドル」の名前
（正）中村琉唯くん
（誤）中村琉唯くん

大切な“いのち”を守るため 献血にご協力ください



7/2(出)	ロックシティ佐沼 ショッピングセンター	10:00～12:00	全血
		13:00～17:00	

【問い合わせ】

市民生活部健康推進課 健康推進係
☎ 0220 (58) 2116

今日の表紙

米山中学校陸上競技場で6月2日、「第7回登米市小学校陸上競技大会」が行われました。小雨が降るなかで競技は開始されましたが、選手たちは悪天候を物ともせず、自分の限界に挑戦していました。



編集室から

▼昨年、草刈り機デビューをしたわたしは、まだ思い通りに草を刈ることができません。それでも興味になりそうな勢いで草刈りが楽しくて仕方ありません。思い通りに草を刈れるようになったら、自分専用の草刈り機を購入したいと思えます。これを買うか考えるところとわくわくします。（宮内）



モバイルとめ
http://www.city.tome.miyagi.jp/m/



登米市メール配信サービス
http://tomecity.mail-dpt.jp/